

令和6年4月1日

令和6年度 春日井市立神屋小学校 特別の教育課程の編成の方針等について

1. 特別の教育課程の内容

(1) 特別の教育課程の概要

小学校第1～6学年において「書道科」を設ける。第1学年は、国語を30時間、生活科を4時間削減して、第2学年は、国語を30時間、生活科を5時間削減して書道科に充てる。第3～6学年は、国語を30時間、総合的な学習の時間を5時間削減して書道科に充てる。「書道科」において、書を書くという具体的な活動を通じ、友だちと触れ合ったり、家庭生活での話題をもたらしたり、地域の人々とのかかわりを生んだりする。そこから、集団の中での自分の役割や行動の仕方を考えさせるとともに、「書のまち」に生きるよさと愛着をもたせる。

また「書道」という伝統文化や「書のまち」を発信する地域の特性を探究する活動にも取り組むことを通して、表現力の向上と向上心の伸長を図るとともに、日本古来の文化や自分の生活する地域を振り返りながら自己の生き方をも考えさせる。

(2) 学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本市は、三蹟のひとり小野道風の生誕の地と言われており、全国的にも数少ない書専門の美術館小野道風記念館を有し「書のまち春日井」として、書道の普及発展に力を入れている。

書道は「文字を正しく整えて書く」ことにおいて、従前から行われてきた国語科における書写の目的に共通するが、その文化・芸術性及び精神性においては、書写とは一線を引くものである。現在、児童の「表現力の向上」「心の教育の充実」などが重要な教育課題であると認識している。それらを解決するため、前述した地域性や学校の特色、さらには書道の特性を活かした「書道科」を設け、表現力の向上を目指すとともに、よりよい作品をつくりあげようとする向上心、つくりあげた達成感から得られる自尊感情、相互評価などの他者との関わりから得られる親切心や規範意識等、特に心の充実を図りたいと考える。また、同時に郷土愛についても、書道を通して「書のまち春日井」に根ざして生活している自覚を促し、育てていく。

(3) 特例の適用開始日

2015年4月～

(4) 取組の期間

2029年3月まで

<特記事項>

地域に住む書道に堪能な方を書道科補助員（書道科講師）として雇用し、書道の技術面をサポートする実施体制の充実を図ることにより、特別の教育課程を円滑に実施することができている。

内容としては、書の技術面の向上だけでなく、より書に親しみをもつことができるよう、学年

に応じた作品づくりも取り入れている。

また、低学年では書道の準備や片付けに時間を要するため、書道科ルームを設けて道具を共有したり、水書板を使用したりして練習時間の確保ができるようにしている。

2. 実施のねらい

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している学校の教育目標との関係

本特例は「書道」という伝統文化や「書のまち」を発信する地域の特性を探求する活動にも取り組むことを通して、表現力の向上と向上心の伸長を図るとともに、日本古来の文化や自分の生活する地域を振り返りながら自己の生き方を考えさせるものである。

本校の教育目標の一つに「心豊かな子」というものがある。書道を通じ、日常的に日本古来の文化に触れるとともに、学年によっては四季折々の言葉や、学校行事をテーマとした川柳や俳句を書で表現する活動を行い、子どもたちの情操教育の充実を目指している。また、地域との関わりの一つとして毎年本校児童の書道作品の一部を坂下公民館に展示して頂いている。本校の書道科は地域との連携にも寄与する取り組みだと言える。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

「書道」を通して、日本古来の文化や自分の生活する地域を振り返ること、さらに小学校3年生以上の児童全員に配布している「書のまち春日井」や「小野道風」を紹介するパンフレットは学校教育法にもある「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養う」とにつながっていくと考える。また、地域に住む書道に堪能な方を書道科補助員（書道科講師）として雇用し書道の技術面をサポートしたり、県下児童・生徒席上揮毫大会の実施をしたり等、これらの取組は「生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと」につながっていくものと考える。